（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月28日

西　粟　倉　村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			大茅地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	大茅下集落協定
	○			坂根地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	坂根集落協定
	○			谷口地区	無	令和2年度 ～ 令和6年度	谷口東集落協定
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	